

コンプライアンス規程

第1条（目的）

1. 本規程は、有限会社CR-ASSIST（以下、「当社」という。）におけるコンプライアンスに必要な事項を定める。

第2条（定義）

1. 本規程において「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、社内諸規程及び企業倫理を遵守し、また、そのための組織的な体制を整備することをいう。

第3条（組織）

1. リスク管理とコンプライアンスに関する組織体制の確立等のために「リスク・コンプライアンス委員会」（以下「委員会」という）を設置する。委員会の構成員、開催頻度等は次の通りとする。
 - a. 当委員会は、委員長、委員長の指名する者で構成される。なお、外部の有識者等を1名以上指名する。
 - b. 委員長は代表取締役とする。
 - c. 副委員長は、委員長が必要に応じて指名する。
 - d. 委員会は毎年6月に開催することを原則とするが、委員長または副委員長の判断により随時開催することができる。
 - e. 活動状況および委員長が重要と判断した事項に関しては株主総会に報告する。
 - f. 監査役はオブザーバーとして出席することができる。

第4条（委員会の業務組織）

1. リスク・コンプライアンス委員会は、次に掲げる事項を決定し、その実行状況を監視し、必要な改善を行う。
 - a. 当社に影響を与える社内外のリスク管理とコンプライアンスに関する基本方針の策定及び情報収集を行うこと
 - b. リスク管理またはコンプライアンスに係る問題が発生した場合の調査分析、再発防止策の策定を行うこと
 - c. 当社全体の総合的なリスク管理体制のリスク・コンプライアンス体制について整備・運用を行うこと
 - d. 今後発生する可能性がある新たなリスク・コンプライアンス問題に関して、未然の防止・準備を行うこと
 - e. リスク管理またはコンプライアンス事象に関して当社全体へ周知、教育・訓練を行うこと
 - f. その他必要な事項としてリスク・コンプライアンス委員長が指定する事項
 - g. コンプライアンス、リスク管理に関する年間計画、事業継続計画の策定を行うこと
2. 本委員会は、必要があると認める場合は、リスク・コンプライアンスに関する事項について、当社の各部門に対して、指示・指導等必要な措置をとることができる。

第5条 （役職員の責務）

1. 当社の役員、従業員およびその他当社の管理・監督下で当社の事業活動に従事する者（以下「役職員」という）は、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会の一員としての良識と責任を持って業務を遂行しなければならない。

第6条 （役職員が行ってはならない事項）

1. 役職員は、次の行為を行ってはならない。
 - a. 自ら法令または社内諸規程（以下「法令等」という）に違反する行為
 - b. 他の役職員に対して法令等に違反する行為を示唆又は指示する行為
 - c. 他の役職員の法令等に違反する行為を黙認する行為

第7条 （通報義務）

1. 役職員は、他の役職員が前条の行為を行っていることを知ったときは、内部通報制度に関する規程に定めるところに従い、速やかに通報しなければならない。

第8条 （不正発生時の対応）

1. コンプライアンスに関する不正の発生時には、リスク・コンプライアンス委員会が、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

第9条 （免責の制限）

1. 役職員は、次に掲げる事由により自ら行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。
 - a. 法令等について正しい知識を有していなかったこと
 - b. 法令等に違反する意図がなかったこと
 - c. 当社の利益を図る目的で行ったこと

第10条 （事前協議）

1. 役職員は、自らの行動及び意思決定が法令等に反するかどうかの判断に迷った場合は、代表取締役のほか、ほかの役職員と事前に協議することができる。

第11条 （知識の周知徹底）

1. 当社は、役職員のコンプライアンスへの関心を高め、又はコンプライアンスについての正確な知識を与えることを目的に、必要に応じて啓蒙活動等の諸施策を講じるものとする。

第12条 （改廃）

1. 本規程の改廃は、規程管理規程に定める手続き、および株主総会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、2024年11月27日から施行する。